

千葉県報

定例
令和5年4月7日

主要目次

- 基本測量の実施
○ 基本測量の終了

— —

公告

基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土地理院長から次の基本測量を実施する旨通知があった。

令和五年四月七日

千葉県知事 熊谷 俊人

作業種類 基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）

二 作業期間 令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

三 作業地域 県内全域

基本測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、国土地理院長から次の基本測量は令和五年二月二十八日に終了した旨通知があった。

令和五年四月七日

千葉県知事 熊谷 俊人

作業種類 基本測量（一等水準測量）

二 作業期間 令和四年六月一日から令和五年二月二十八日まで

三 作業地域 野田市

購読料

本号

一部

六円

発

行

者

千

葉

市

中

央

区

市

場

町

一

番

一

号

千

葉

県

購読申込先

〇四三(二三三)二六五八